

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成30年2月1日（平成30年（行情）諮問第54号）

答申日：平成31年2月20日（平成30年度（行情）答申第427号）

事件名：特定文書に記載の「我が方政府部内において国際平和協力の今後の進め方について検討」に関して行政文書ファイルにつづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる128文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年4月13日付け情報公開第00736号により外務大臣（以下「外務大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）経緯

外務省は、審査請求人が法3条の規定に基づき、平成28年3月13日付けで行った開示請求「『我が方政府部内において国際平和協力の今後の進め方について検討』（出典：『2015-00149-0030-IMG』2枚目）に関して行政文書ファイルに綴られている文書の全て。」に対し、文書131件を対象文書として特定の上、3件を開示、128件を部分開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、平成18年4月20日付けで、一部に対する不開示決定の取消しを求める旨の審査請求を行った。

（2）本件対象文書について

本件不服申立ての対象となる文書は、原決定において部分開示とされた、別紙1に記載の128文書である。

(3) 不開示とした部分について

ア 文書2ないし文書129には、現在外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報が記載されている。これら情報を公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、総番号、発受信時刻、パターンコード、配布先一覧につき、法5条3号及び6号に基づき不開示とした。

イ 文書3（1枚目本文2行目及び3行目）、文書4（1枚目本文2行目及び3行目）、文書5（1枚目本文2行目ないし4行目、6行目及び7行目）、文書7、文書9、文書10（1枚目本文2行目）、文書11（1枚目本文2行目ないし4行目）、文書14、文書19、文書20（2枚目本文8行目及び9行目、3枚目本文15行目、4枚目本文13行目及び14行目）、文書22（1枚目本文4行目ないし6行目）、文書24（1枚目本文2行目ないし5行目）、文書28（1枚目本文2行目）、文書29（1枚目本文2行目及び3行目）、文書32（1枚目本文2行目及び3行目、3枚目本文2行目、3行目及び5行目）、文書34（1枚目本文2行目）、文書35（1枚目本文2行目）、文書36（1枚目本文2行目）、文書37（1枚目本文3行目ないし5行目）、文書38（1枚目本文2行目）、文書39（1枚目本文2行目ないし5行目）、文書40（1枚目本文4行目）、文書41（1枚目本文2行目左から1箇所目及び2箇所目ならびに6行目）、文書44、文書45（1枚目本文2行目）、文書46（1枚目本文2行目及び3行目）、文書48（1枚目本文3行目ないし5行目）、文書49（1枚目本文2行目）、文書51（1枚目本文2行目及び3行目）、文書52（1枚目本文2行目）、文書60（1枚目本文2行目ないし5行目）、文書63（1枚目本文2行目及び3行目）、文書64（1枚目本文2行目）、文書66、文書73（1枚目本文2行目）、文書74、文書75（1枚目本文3行目ないし5行目）、文書77（1枚目本文2行目及び3行目）、文書78（4枚目1行目及び2行目）、文書80（3枚目23行目ないし25行目）、文書81、文書82、文書83（1枚目本文2行目及び3行目）、文書86（1枚目本文2行目及び3行目）、文書87、文書88、文書89（1枚目本文2行目及び3行目）、文書90（1枚目本文2行目及び3行目）、文書91（1枚目本文2行目及び3行目）、文書93（1枚目本文2行目、7枚目4行目、11枚目4行目ないし6行目）、文書94、文書95（1枚目本文2行目及び3行目）、文書96（1枚目本文2行目）、文書97（1枚目本文3行目）、文書98（1枚目本文2行目

及び3行目), 文書102, 文書105, 文書108 (1枚目本文2行目及び3行目), 文書114 (2枚目本文24行目及び25行目), 文書115 (1枚目本文2行目及び3行目), 文書116 (1枚目本文2行目ないし5行目, 14行目及び15行目), 文書117 (1枚目本文2行目ないし4行目), 文書120 (1枚目本文2行目及び3行目), 文書121, 文書122 (1枚目本文4行目ないし7行目), 文書123 (1枚目本文2行目), 文書124 (1枚目本文2行目ないし4行目), 文書125 (1枚目本文2行目), 文書126 (1枚目本文2行目及び3行目), 文書127 (1枚目本文2行目及び3行目) 及び文書129 (1枚目本文3行目) の不開示部分は, 個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものであるため, 公表慣行があるものを除き, 法5条1号に基づき, 不開示とした。

ウ 文書3 (2ないし4枚), 文書 (1枚目本文下から6行目ないし4枚目), 文書5 (1枚目本文下から6行目ないし4枚目, 37枚目及び38枚目), 文書6, 文書10 (2枚目及び3枚目), 文書11 (3枚目ないし5枚目), 文書12, 文書13, 文書15ないし文書18, 文書20 (1枚目本文7行目, 2枚目10ないし21行目, 3枚目10 ないし14行目及び18行目ないし20行目, 4枚目6行目ないし10行目, 22行目及び23行目, 5枚目, 6枚目, 8枚目ないし100枚目), 文書22 (3枚目), 文書24 (2枚目ないし7枚目及び9枚目), 文書25ないし文書27, 文書28 (本文5ないし9行目), 文書29 (2枚目ないし4枚目), 文書30, 文書31, 文書32 (1枚目本文6行目ないし13行目, 2枚目, 3枚目6行目ないし28行目), 文書34 (1枚目本文5行目ないし14行目, 2枚目及び3枚目ないし31枚目), 文書35 (1枚目本文4行目ないし12行目及び2枚目), 文書36 (1枚目本文6行目ないし3枚目), 文書37 (1枚目本文9行目ないし2枚目), 文書38 (1枚目本文6行目ないし2枚目), 文書39 (1枚目本文8行目ないし7枚目), 文書40 (1枚目本文7行目ないし2枚目及び4枚目ないし21枚目), 文書41 (1枚目本文2行目右から2文字及び3行目ないし5行目), 文書42, 文書45 (1枚目本文7行目ないし3枚目), 文書46 (1枚目本文6行目ないし3枚目), 文書47, 文書48 (1枚目本文9行目ないし5枚目), 文書49 (1枚目本文5行目ないし4枚目), 文書50, 文書51 (1枚目本文6行目ないし6枚目), 文書52 (2枚目), 文書54ないし文書56, 文書58, 文書59, 文書60 (1枚目本文8行目ないし3枚目), 文書61, 文書62, 文書63 (2枚目及び3枚目), 文書64 (1枚目及び3枚目), 文書65, 文書70ないし文書72, 文書73 (2枚目), 75 (3枚

目ないし4枚目), 文書77(1枚目本文9行目ないし10行目), 文書78(4枚目), 文書79, 文書80(1枚目, 2枚目及び3枚目3行目ないし9行目), 文書83(1枚目本文7行目ないし2枚目), 文書85, 文書86(1枚目本文8行目ないし3枚目), 文書89(2枚目及び3枚目), 文書90(1枚目本文14行目ないし3枚目), 文書91(1枚目本文5行目ないし2枚目), 文書92, 文書93(7枚目8行目ないし10枚目及び11枚目22行目ないし13枚目), 文書95(4枚目ないし8枚目), 文書96(1枚目本文14行目ないし2枚目), 文書97(2枚目及び3枚目), 文書98(1枚目本文11行目及び2枚目), 文書103, 文書104, 文書107, 文書108(4枚目ないし8枚目), 文書110ないし文書113, 文書114(5枚目ないし10枚目), 文書115(1枚目本文10行目ないし14行目), 文書116(3枚目), 文書117(3枚目及び4枚目), 文書120(1枚目本文5行目ないし7行目), 文書122(1枚目本文12行目ないし4枚目), 文書123(2枚目, 3枚目及び6枚目ないし21枚目), 文書124(3枚目及び4枚目), 文書125(9枚目ないし19枚目), 文書126(7枚目ないし9枚目), 127(2枚目ないし6枚目), 文書128, 文書129(2枚目及び3枚目)の不開示部分には, 公にしないことを前提とした関係国等との協議の内容に関する記述や関連文書及び関係国に対する我が国の見解や分析等に関する情報が記載されており, 公にすることにより, 国の安全が害されるおそれ, 関係国等との信頼関係が損なわれるおそれがあるため, 法5条3号に該当し, 不開示とした。また, これらの情報は, 我が国政府部内の検討・協議に際して用いられるものであり, 公にすることにより, 政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため, 法5条5号に該当し, 不開示とした。

エ 文書43(10枚目ないし13枚目の上部)の不開示部分には, 我が国政府機関の非公表のFAX番号であり, 公にすることにより, 事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため, 法5条6号に該当し, 不開示とした。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は, 「記録された内容を精査し, 支障が生じない部分については開示すべきである」として, 原処分の一部取消しを求めている。しかしながら, 処分庁は, 上記(3)のとおり, 対象文書の不開示事由の該当性を厳正に審査した上で原処分を行っており, 審査請求人の主張には理由がない。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、原処分を維持することが適当であると判断する。

2 補充理由説明書

(1) 本件諮問に係る理由説明書を以下のとおり修正する。

ア 上記1(1)の「平成18年」を「平成28年」と改める。

イ 上記1(3)ウの「文書3(2ないし4枚), 文書(1枚目本文下から6行目ないし4枚目)」を「文書3(2枚目ないし4枚目), 文書4(1枚目本文下から6行目ないし3枚目)」と改める。

ウ 上記1(3)ウの「文書28(本文5ないし9行目)」を文書28(本文5行目ないし9行目)」と改める。

エ 上記1(3)ウの「文書34(1枚目本文5行目ないし14行目, 2枚目及び3枚目ないし31枚目)」を「文書34(1枚目本文5行目ないし15行目, 2枚目ないし31枚目)」と改める。

オ 上記1(3)ウの「文書41(1枚目本文2行目右から2文字及び3行目ないし5行目)」を「文書41(1枚目本文2行目右から2文字及び3行目ないし5行目並びに2枚目ないし9枚目)」と改める。

カ 上記1(3)ウの「文書64(1枚目及び3枚目)」を「文書64(1枚目本文3行目ないし8行目及び3枚目)」と改める。

キ 上記1(3)ウの「文書78(4枚目)」を「文書78(4枚目3行目ないし18行目)」と改める。

ク 上記1(3)エの「文書43(10枚目ないし13枚目の上部)の不開示部分には, 」を「文書43(10枚目ないし13枚目の上部)の不開示部分は, 」と改める。

(2) 別紙2に掲げる各不開示部分については、改めて精査した結果、開示可能な情報と認められることから、開示することとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|-----------------|
| ① | 平成30年2月1日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月23日 | 審議 |
| ④ | 同年12月4日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 平成31年1月9日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑥ | 同年2月18日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1に掲げる128文書である。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、上記第3の2(2)において新たに開示することとしている部分を除く部分(以下「本

件不開示部分」という。なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、別紙2において新たに開示するとした部分のうち、文書56に係る「2枚目本文9行目及び11行目」との記載における「及び」は「ないし」の誤記である旨説明があった。）について、法5条1号、3号、5号及び6号に該当するとしてなお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 外務省の電信システムに関する情報について

本件対象文書は、いずれも外務省と各在外公館の間でやり取りされた公電であり、これらの文書の総番号、発受信時刻、パターンコード及び配布先一覧の各不開示部分には、外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 外国政府及び国際機関の関係者の氏名及び肩書等について

別紙3に掲げる不開示部分には、外国政府及び国際機関の関係者の氏名及び肩書等が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。次に、同号ただし書イ該当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁にその認識を確認させたところ、諮問庁から、外務省は、外国政府及び国際機関の関係者の氏名及び肩書については、原則として、局長級以上の者である場合には公表慣行があるものとして扱っているが、その他の場合には不開示としており、本件対象文書においてその氏名及び肩書を不開示としている者についても、局長級以上には該当しない者であるため、不開示としたとの説明があった。

上記の諮問庁の説明を踏まえると、別紙3に掲げる不開示部分に記載されている情報については、「公にされている情報」とも「公にすることが予定されている情報」であるとも判断すべき事情は認められないため、法5条1号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき特段の事情も存しない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 各在外公館に対し、国際平和協力に関する各国の実態等について調査を行うように指示を出す際に送付された資料について

文書2、文書6、文書30、文書43、文書53、文書62、文書99、文書112、文書114及び文書128は、各在外公館に対し、国際平和協力に関する各国の実態等について調査を行うよう指示する公電（以下「調査訓令」という。）である。

調査訓令の不開示部分（上記（1）及び（2）に記載の不開示部分を除く。）について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、公にしないことを前提とした関係国等との協議の内容に係る記述や関連文書、関係国の立場等に関する我が国の見解や分析等に係る記載並びに過去の調査等で得られた情報を基に、各在外公館における調査の参考に資する目的で、政府部内において作成された文書が含まれている。

したがって、当該部分は、これを公にすると、公にしないことを前提とした関係国等との協議の内容や関係国等の対応に関する我が国の見解や分析等に関する情報が明らかとなり、国の安全が害されるおそれ、関係国との信頼関係が損なわれるおそれ及び交渉上不利益を被るおそれがあり、また、いわゆる国際平和協力に関する一般法の検討作業における当時の我が国の政府部内の未成熟な検討内容や関心事項が明らかとなり、将来の同種の検討作業における政府部内での自由かつ達な議論に支障を来すおそれ又は政府部内の国際平和協力に対する考え方等について、無用な誤解や憶測を招くなど、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、法5条3号及び5号に該当するため、不開示とした。

上記の諮問庁の説明を踏まえ、以下、検討する。

ア 文書112（5枚目23行目、6枚目1行目ないし24行目、7枚目4行目ないし28行目、8枚目及び82枚目ないし84枚目）の不開示部分には、国際平和協力に関する考え方の各国への照会に関連して、我が国の当時の見解等が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、国際平和協力において想定される様々な事態が発生した場合における我が国の関心事項等が明らかとなり、悪意を有する相手方をして対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 文書30（5枚目ないし12枚目）、文書112（3枚目、4枚目、5枚目（上記アに掲げる不開示部分を除く。）、12枚目ないし41

枚目， 80枚目及び81枚目）及び文書128（3枚目ないし6枚目， 11枚目， 22枚目ないし24枚目及び26枚目）の各不開示部分には， 調査訓令における質問事項のうち， 別途過去に外国政府関係者及び国際機関等から入手した情報に関する事項が記載されていることが認められる。

当該部分は， これを公にすることにより， 公にしないことを前提とした関係国等との協議の内容に関する記述や関連文書が明らかとなり， 関係国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので， 法5条3号に該当し， 同条5号について判断するまでもなく， 不開示とすることが妥当である。

ウ 文書6（24枚目ないし26枚目）， 文書62（9枚目， 16枚目ないし21枚目， 23枚目及び25枚目ないし28枚目）， 文書114（5枚目ないし10枚目）には， 調査訓令の参考資料として， 国際平和協力に関する関係国の対応及びこれに関する我が国の見解や分析等が記載されていることが認められる。

当該部分は， これを公にすることにより， いわゆる国際平和協力に関する一般法についての当時の我が国における未成熟な検討内容が明らかとなり， 政府部内の当該検討内容に対する考え方等について， 無用な誤解や憶測を招くなど， 不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められるので， 法5条5号に該当し， 同条3号について判断するまでもなく， 不開示とすることが妥当である。

(4) 各在外公館及び国際機関の担当者が外国政府及び国際機関の関係者から得た回答内容等又は受領した資料について

本件不開示部分のうち， 上記（1）ないし（3）に掲げる部分を除く部分には， 各在外公館及び国際機関の担当者が外国政府及び国際機関の関係者から得た回答内容や当該回答内容に係る情報等が記載されていることが認められる。

当該部分は， これを公にすることにより， 国際平和協力に関する各国政府関係者の見解等が明らかとなり， 各国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので， 法5条3号に該当し， 同条5号について判断するまでもなく， 不開示とすることが妥当である。

3 付言

本件は， 審査請求から諮問までに約1年9か月が経過しており， 「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く， 審査請求の趣旨及び理由に照らしても， 諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては， 今後， 開示決定等に対する不服申立事件における

処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号、3号及び5号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙 1

- 文書 2 国際平和協力活動の派遣に関するスイスの法的枠組み及び判断基準（調査訓令）
- 文書 3 国際平和協力活動の派遣に関するスイスの法的枠組み及び判断基準
- 文書 4 国際平和協力活動の派遣に関するスイスの法的枠組み及び判断基準
- 文書 5 国際平和協力活動の今後の進め方（派遣に関する各国制度等：スイス追加）
- 文書 6 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：派遣に関する各国制度等）
- 文書 7 国際平和協力の今後の進め方（派遣に関する各国制度等：蘭回答）
- 文書 8 国際平和協力の今後の進め方：派遣に関する各国制度等（オーストリア軍事部門：回答）（防衛情報）
- 文書 9 国際平和協力の今後の進め方：派遣に関する各国制度等（文民警察に係るオーストリア回答）
- 文書 10 国際平和協力の今後の進め方（派遣に関する各国制度等：デンマーク）
- 文書 11 国際平和協力の今後の進め方（派遣に関する各国制度等：フィンランド回答）
- 文書 12 国際平和協力の今後の進め方（派遣に関する各国制度等：スイス）
- 文書 13 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：派遣に関する各国制度等：伊回答）
- 文書 14 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：派遣に関する各国制度等：NZ回答期限延期）
- 文書 15 国際平和協力の今後の進め方：派遣に関する各国制度等（マレーシア回答）
- 文書 16 国際平和協力の今後の進め方：スペイン回答）
- 文書 17 国際平和協力の今後の進め方：派遣に関する各国制度（独回答）
- 文書 18 国際平和協力の今後の進め方：派遣に関する各国制度等（ポーランド回答）（防衛情報）
- 文書 19 国際平和協力の今後の進め方：派遣に関する各国制度等（オーストリア軍事部門：回答）（防衛情報）
- 文書 20 国際平和協力の今後の進め方：派遣に関する各国制度等（加回答）

- 文書 2 1 国際平和協力の今後の進め方：派遣に関する各国制度等（ポーランド回答，文民警察派遣実績）（防衛情報）
- 文書 2 2 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：派遣に関する各国制度等）（「軍事部門の要員・部隊の派遣」についてのスウェーデン回答）
- 文書 2 3 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：派遣に関する各国制度等：露側回答）（防衛情報）
- 文書 2 4 国際平和協力の今後の進め方（派遣に関する各国制度等：デンマーク）
- 文書 2 5 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：フィリピン回答）
- 文書 2 6 国際平和協力の今後の進め方（派遣に関する各国制度等：蘭追加回答）
- 文書 2 7 国際平和協力の今後の進め方：スペイン回答（未回答分）
- 文書 2 8 国際平和協力の今後の進め方（文民要員に関する追加調査：オーストリア回答）
- 文書 2 9 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：文民要員派遣に関する伊の制度）
- 文書 3 0 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：停戦監視業務を行う場合の武器使用の在り方）
- 文書 3 1 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：停戦監視業務を行う場合の武器使用の在り方）（印回答）
- 文書 3 2 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：停戦監視業務を行う場合の武器使用の在り方：フィンランド回答）（防衛情報）
- 文書 3 3 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：停戦監視業務を行う場合の武器使用の在り方：伊回答）
- 文書 3 4 国際平和協力の今後の進め方（停戦監視業務を行う場合の武器使用のあり方）
- 文書 3 5 国際平和協力の今後の進め方：停戦監視業務を行う場合の武器使用のあり方（スペイン回答）
- 文書 3 6 国際平和協力の今後の進め方：停戦監視業務を行う場合の武器使用の在り方（オーストリア回答）（防衛情報）
- 文書 3 7 調査訓令（国際平和協力の今後の取り進め方：停戦監視業務を行う場合の武器使用のあり方）（蘭回答）
- 文書 3 8 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：停戦監視業務を行う場合の武器使用の在り方：伊回答）
- 文書 3 9 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：停戦監視業務を行う場合の武器使用の在り方）（仏回答）（防衛情報）
- 文書 4 0 国際平和協力の今後の進め方：停戦監視業務を行う場合の武器

- 使用（調査訓令：加回答）
- 文書 4 1 国際平和協力の今後の取り進め方（停戦監視業務を行う場合の武器使用のあり方：デンマーク回答）
- 文書 4 2 国際平和協力の今後の進め方（停戦監視業務を行う場合の武器使用の在り方）（防衛情報）
- 文書 4 3 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：文民要員に関する追加調査）
- 文書 4 4 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：文民要員に関する追加調査）
- 文書 4 5 国際平和協力の今後の進め方：文民要員に関する追加調査（スペイン回答）
- 文書 4 6 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：文民要員に関する追加調査回答）
- 文書 4 7 国際平和協力の今後の進め方：文民要員に関する追加調査（文民警察：スペイン回答）
- 文書 4 8 国際平和協力の今後の進め方（文民要員に関する追加調査：加回答）
- 文書 4 9 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：文民要員に関する追加調査：デンマーク回答）
- 文書 5 0 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：文民要員に関する追加調査：仏追加回答）
- 文書 5 1 国際平和協力の今後の進め方（文民要員に関する追加調査：スイス）
- 文書 5 2 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：文民要員に関する追加調査）
- 文書 5 3 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：治安維持活動を実施するための根拠法制）
- 文書 5 4 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：治安維持活動を実施するための法的根拠）（露国防省回答）
- 文書 5 5 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：治安維持活動を実施するための根拠法規：伊回答）
- 文書 5 6 国際平和協力の今後の進め方（治安維持活動を実施するための根拠法制：ポーランド回答）
- 文書 5 7 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：治安維持活動を実施するための根拠法制：トルコ）
- 文書 5 8 国際平和協力の今後の進め方（治安維持活動を実施するための根拠法則：スペイン回答）
- 文書 5 9 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：治安維持活動を実施

- するための根拠法制：トルコ回答)
- 文書 6 0 国際平和協力の今後の進め方（治安維持活動を実施するための根拠法令：加回答）
- 文書 6 1 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：治安維持活動を実施するための根拠法制：トルコ追加回答）
- 文書 6 2 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等）
- 文書 6 3 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：タイ回答）
- 文書 6 4 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：独回答）
- 文書 6 5 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等）（オランダ回答）
- 文書 6 6 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：トルコ回答）
- 文書 6 7 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：ポーランド回答）
- 文書 6 8 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等）（カメルーン，チャド）
- 文書 6 9 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等）（ウルグアイ回答）
- 文書 7 0 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：ガボン回答）
- 文書 7 1 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：伊回答）
- 文書 7 2 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：アルゼンチン回答）
- 文書 7 3 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：フィンランド回答）
- 文書 7 4 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等）（韓国の回答）
- 文書 7 5 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：ウクライナ）
- 文書 7 6 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：ザンビア回答）
- 文書 7 7 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等）（豪回答）
- 文書 7 8 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：英回答）
- 文書 7 9 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：仏回答）
- 文書 8 0 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：ガーナ回答）
- 文書 8 1 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等）（ガンビア）
- 文書 8 2 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：ノルウェー回答）
- 文書 8 3 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：パキスタン回答）
- 文書 8 4 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：露回答）

- 文書 8 5 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：スウェーデン回答）
- 文書 8 6 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：チェコ回答）
- 文書 8 7 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：印回答）
- 文書 8 8 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：NZ回答）
- 文書 8 9 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：スペイン回答）
- 文書 9 0 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：チェコ回答）
- 文書 9 1 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等（米回答）
- 文書 9 2 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：加回答）
- 文書 9 3 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：スイス回答）
- 文書 9 4 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：ウルグアイ回答）
- 文書 9 5 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等）（豪回答：追加）
- 文書 9 6 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：露追加回答）
- 文書 9 7 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：ザンビア）
- 文書 9 8 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：回答）
- 文書 9 9 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等）
- 文書 1 0 0 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：ナイジェリア回答）
- 文書 1 0 1 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：南ア作業状況）
- 文書 1 0 2 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等）（在デンマーク大回答）
- 文書 1 0 3 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：オーストリア回答）
- 文書 1 0 4 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：バングラデシュ回答）
- 文書 1 0 5 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：ラトビア回答）
- 文書 1 0 6 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：マレーシア回答）
- 文書 1 0 7 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：エジプト回答）（防衛情報）
- 文書 1 0 8 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：比回答）
- 文書 1 0 9 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：セネガル）
- 文書 1 1 0 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：セネガル）

- 文書 1 1 1 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：南ア回答）
- 文書 1 1 2 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：国連 P K O における
武器使用基準について）
- 文書 1 1 3 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：国連 P K O における
武器使用基準について）（P K O 局回答）
- 文書 1 1 4 調査訓令（国際平和協力活動：文民派遣の在り方）
- 文書 1 1 5 調査訓令（国際平和協力活動：文民派遣の在り方）（豪：取り
敢えずの回答）
- 文書 1 1 6 調査訓令（国際平和協力活動，文民派遣の在り方：フィンラン
ド回答）
- 文書 1 1 7 調査訓令（国際平和協力活動，文民派遣の在り方）（独）
- 文書 1 1 8 調査訓令（国際平和協力活動：文民派遣の在り方：加回答）
- 文書 1 1 9 調査訓令（国際平和協力活動：文民派遣の在り方）（ノルウェ
ー回答）
- 文書 1 2 0 調査訓令（国際平和協力活動：文民派遣の在り方）（米とりあ
えずの回答）
- 文書 1 2 1 調査訓令（国際平和協力活動：文民派遣の在り方：スイス回答）
- 文書 1 2 2 調査訓令（国際平和協力活動：文民派遣の在り方）
- 文書 1 2 3 調査訓令（国際平和協力活動：文民派遣の在り方）（デンマー
ク回答）
- 文書 1 2 4 調査訓令（国際平和協力活動：文民派遣の在り方）（英回答）
- 文書 1 2 5 調査訓令（国際平和協力活動：文民派遣の在り方）（豪回答）
- 文書 1 2 6 調査訓令（国際平和協力活動：文民派遣の在り方スウェーデン
回答）（防衛情報）
- 文書 1 2 7 調査訓令（国際平和協力活動：文民派遣の在り方：スイス追加
回答）
- 文書 1 2 8 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：国連 P K O における
武器使用）
- 文書 1 2 9 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：国連 P K O における
武器使用）

別紙 2 諮問庁が新たに開示することとしている部分

文書番号	不開示部分
文書 6	3 枚目及び 8 枚目
文書 1 0	3 枚目
文書 1 2	5 枚目本文 1 1 行目ないし 1 3 行目
文書 1 4	1 枚目本文 3 行目 3 語目ないし 8 語目及び 5 行目 5 語目ないし 1 0 語目
文書 2 4	3 枚目
文書 2 7	3 枚目本文 8 行目及び 9 行目
文書 3 4	4 枚目本文 2 2 行目及び 2 3 行目
文書 3 5	2 枚目本文 4 行目
文書 4 3	1 0 枚目ないし 1 3 枚目
文書 4 5	3 枚目本文 3 行目
文書 4 6	1 枚目本文 1 6 行目並びに 2 枚目本文 4 行目, 6 行目, 9 行目及び 1 2 行目
文書 4 7	2 枚目本文 3 行目, 7 行目, 1 0 行目, 1 6 行目及び 2 1 行目
文書 4 8	2 枚目本文 1 7 行目, 2 4 行目及び 2 7 行目並びに 3 枚目本文 5 行目, 9 行目及び 1 4 行目
文書 4 9	2 枚目本文 6 行目, 9 行目, 1 1 行目, 1 3 行目, 1 5 行目及び 1 8 行目
文書 5 6	2 枚目本文 9 行目ないし 1 1 行目
文書 5 8	1 枚目本文 5 行目
文書 6 0	3 枚目本文 9 行目ないし 1 1 行目
文書 6 2	2 6 枚目表の 2 段目及び 6 段目並びに 2 7 枚目表の上から 3 段目及び 4 段目
文書 6 3	3 枚目本文 3 行目ないし 9 行目
文書 7 7	1 枚目本文 3 行目 8 語目
文書 8 6	1 枚目本文 8 行目ないし 1 0 行目
文書 9 0	2 枚目本文 5 行目 1 文字目ないし 3 文字目
文書 9 1	2 枚目本文 1 0 行目ないし 1 5 行目
文書 9 5	1 枚目本文 3 行目 2 語目
文書 1 1 2	3 枚目 1 9 行目及び 2 0 行目, 4 枚目 1 9 行目 9 文字目以降, 2 0 行目及び 2 1 行目, 6 枚目 2 5 行目ないし 2 7 行目並びに 7 枚目 1 行目ないし 3 行目
文書 1 1 3	4 枚目 1 行目ないし 3 行目及び 8 行目ないし 1 6 行目, 5 枚

	目 2 行目 8 語目ないし 8 行目及び 1 5 行目ないし 2 0 行目， 6 枚目 1 行目ないし 5 行目並びに 7 枚目 9 行目ないし 1 5 行 目， 1 6 行目 1 語目及び 2 5 行目 1 語目
--	--

※ 文書 5 6 に係る「不開示部分」欄の記載は，本文第 5 の 1 の諮問序の説明を踏まえ，当審査会事務局において修正した。

別紙 3 外国政府及び国際機関の関係者の氏名及び肩書等が記載されている不
開示部分

文書番号	不開示部分
文書 3	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 4	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 5	1 枚目本文 2 行目ないし 4 行目, 6 行目及び 7 行目
文書 7	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 9	1 枚目本文 2 行目
文書 10	1 枚目本文 2 行目
文書 11	1 枚目本文 2 行目ないし 4 行目
文書 14	1 枚目本文 2 行目ないし 5 行目
文書 19	1 枚目本文 3 行目
文書 20	2 枚目本文 8 行目及び 9 行目, 3 枚目本文 15 行目並びに 4 枚目本文 13 行目及び 14 行目
文書 22	1 枚目本文 4 行目ないし 6 行目
文書 24	1 枚目本文 2 行目ないし 5 行目
文書 28	1 枚目本文 2 行目
文書 29	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 32	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目並びに 3 枚目本文 2 行目, 3 行目及び 5 行目
文書 34	1 枚目本文 2 行目
文書 35	1 枚目本文 2 行目
文書 36	1 枚目本文 2 行目
文書 37	1 枚目本文 3 行目ないし 5 行目
文書 38	1 枚目本文 2 行目
文書 39	1 枚目本文 2 行目ないし 5 行目
文書 40	1 枚目本文 4 行目
文書 41	1 枚目本文 2 行目 (ただし, 同行右から 1 文字目及び 2 文字目を除く。) 及び 6 行目
文書 44	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 45	1 枚目本文 2 行目
文書 46	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 48	1 枚目本文 3 行目ないし 5 行目
文書 49	1 枚目本文 2 行目
文書 51	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 52	1 枚目本文 2 行目

文書 6 0	1 枚目本文 2 行目ないし 5 行目
文書 6 3	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 6 4	1 枚目本文 2 行目
文書 6 6	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 7 3	1 枚目本文 2 行目
文書 7 4	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 7 5	1 枚目本文 3 行目ないし 5 行目
文書 7 7	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 7 8	4 枚目本文 1 行目及び 2 行目
文書 8 0	3 枚目本文 2 3 行目ないし 2 5 行目
文書 8 1	1 枚目本文 2 行目
文書 8 2	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 8 3	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 8 6	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 8 7	1 枚目本文 4 行目及び 5 行目
文書 8 8	1 枚目本文 2 行目
文書 8 9	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 9 0	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 9 1	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 9 3	1 枚目本文 2 行目, 7 枚目 4 行目及び 1 1 枚目 4 行目ないし 6 行目
文書 9 4	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 9 5	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 9 6	1 枚目本文 2 行目
文書 9 7	1 枚目本文 3 行目
文書 9 8	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 1 0 2	1 枚目本文 2 行目
文書 1 0 5	1 枚目本文 3 行目
文書 1 0 8	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 1 1 4	2 枚目 2 4 行目及び 2 5 行目
文書 1 1 5	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 1 1 6	1 枚目本文 2 行目ないし 5 行目, 1 4 行目及び 1 5 行目
文書 1 1 7	1 枚目本文 2 行目ないし 4 行目
文書 1 2 0	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 1 2 1	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 1 2 2	1 枚目本文 4 行目ないし 7 行目
文書 1 2 3	1 枚目本文 2 行目

文書 1 2 4	1 枚目本文 2 行目ないし 4 行目
文書 1 2 5	1 枚目本文 2 行目
文書 1 2 6	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 1 2 7	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 1 2 9	1 枚目本文 3 行目